

議案第29号

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市九之坪東運動広場を廃止し、及び字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第10条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表北名古屋市九之坪東運動広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。